

SDGsについて

1 SDGs（持続可能な開発目標）について

- ・持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs：Millennium Development Goals）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。

※MDGsは先進国が途上国を支援するのが中心でしたが、MDGsの代わりに新しい世界の目標として定められたのがSDGsです。

- ・持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。
- ・SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、我が国も積極的に取り組んでいます。

SDGs(持続可能な開発目標)

2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする**17の国際目標**（その下に、169のターゲット、232の指標が決められている）。特徴は、以下の5つ。

1 貧困削減	2 飢餓の撲滅	3 健康と長寿を達成	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 持続可能な成長を達成しよう	9 産業と雇用を創出	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 持続可能な消費と生産
13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正を達成	17 パートナーシップで目標を達成しよう	

特徴:

- 普遍性** 先進国を含め、全ての国が行動
- 包摂性** 人間の安全保障の理念を反映し、「誰一人取り残さない」
- 参画型** 全てのステークホルダーが役割を
- 統合性** 社会・経済・環境に統合的に取り組む
- 透明性** 定期的にフォローアップ

前身:ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs)

- 2001年に国連で専門家間の議論を経て策定。2000年に採択された「国連ミレニアム宣言」と、1990年代の主要な国際会議で採択された国際開発目標を統合したものの。
- 発展途上国向けの開発目標として、2015年を期限とする8つの目標を設定。
 (①貧困・飢餓、②初等教育、③女性、④乳幼児、⑤妊産婦、⑥疾病、⑦環境、⑧連帯)

✓ MDGsは一定の成果を達成。一方で、未達成の課題も残された。
 ○ 極度の貧困半減(目標①)やHIV・マラリア対策(同⑥)等を達成。
 × 乳幼児や妊産婦の死亡率削減(同④、⑤)は未達成。サブサハラアフリカ等で達成に遅れ

環境 (リオ+20)
 人権
 平和

資料：外務省「持続可能な開発目標」（SDGs）について」（平成31年1月）

- ・SDGsは政府だけでなく、民間企業、市民、研究機関など、各方面の多くの人々の参画のもとで、社会課題を2030年までに解決していく合意が国際的に得られたものとして位置づけられています。
- ・企業においても、持続可能性を意識したサステナブル経営や、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）に配慮している企業を重視・選別する「ESG投資」の流れが強まっており、社会的な課題解決が事業機会を生み出す形が広まりつつあるという認識が広がっています。

2 SDGsの内容（例：目標1）



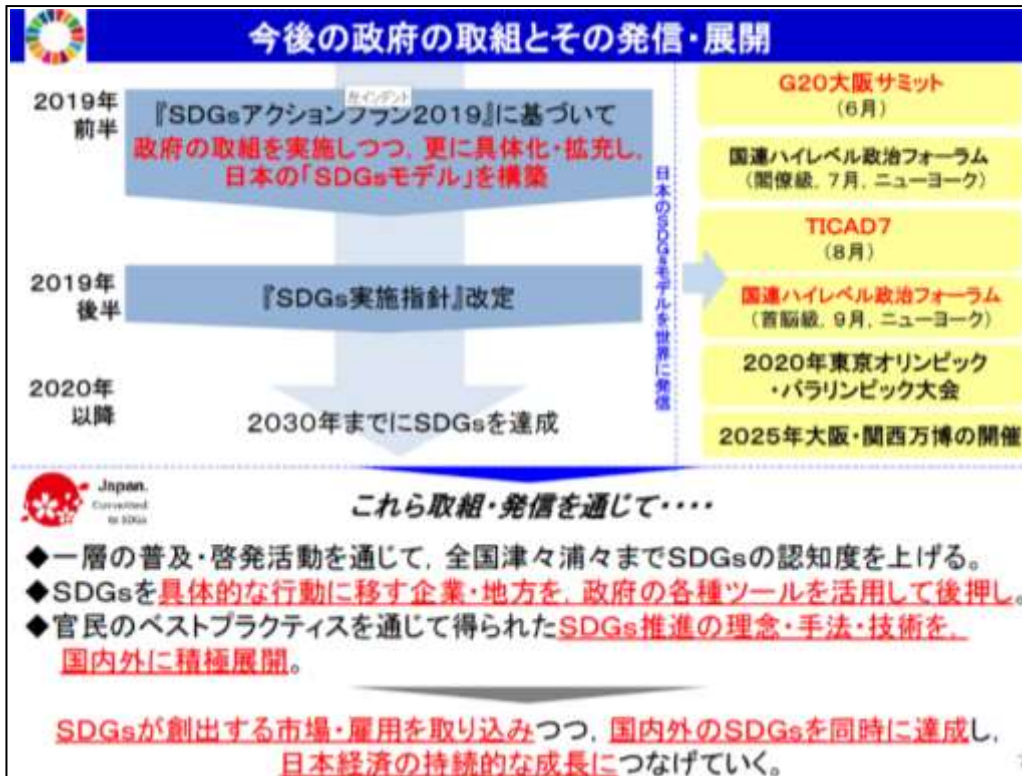
目標1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

- 1.1 2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
- 1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
- 1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
- 1.4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。
- 1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
- 1.a あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。
- 1.b 貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。

※「1.1」等最後が数字のものがターゲット。「1.a」等最後がアルファベットのものが達成手法。

3 SDGsへの国の方針と取組み

- ・国はSDGsが創出する市場・雇用を取り込みつつ、国内外のSDGsを同時に達成し、日本経済の持続的な成長につなげていくことを目指しています。



- ・SDGs実現のためのアクションプランが示されています。
- ・自治体に強く関連するのは2つ目の柱「SDGsを原動力とした地方の創生」となっています。



『SDGsアクションプラン2020』のポイント

- 日本は、豊かで活力のある「**誰一人取り残さない**」社会を実現するため、一人ひとりの保護と能力強化に焦点を当てた「**人間の安全保障**」の理念に基づき、世界の「**国づくり**」と「**人づくり**」に貢献。SDGsの力強い担い手たる日本の姿を国際社会に示す。
- 『SDGsアクションプラン2020』では、改定されたSDGs実施指針の下、今後の10年を2030年の目標達成に向けた「**行動の10年**」とすべく、2020年に実施する政府の具体的な取組を盛り込んだ。
- 国内実施・国際協力の両面において、次の3本柱を中核とする「日本のSDGsモデル」の展開を**加速化**していく。

I. ビジネスとイノベーション ～SDGsと連動する「Society 5.0」の推進～	II. SDGsを原動力とした地方創生、 強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり	III. SDGsの担い手としての 次世代・女性のエンパワーメント
ビジネス ▶ 企業経営へのSDGsの取り込み及びESG投資を後押し。 ▶ 「Connected Industries」の推進 ▶ 中小企業のSDGs取組強化のための関係団体・地域、金融機関との連携を強化。 科学技術イノベーション(STI) ▶ STI for SDGsロードマップ策定と、各国のロードマップ策定支援。 ▶ STI for SDGsプラットフォームの構築。 ▶ 研究開発成果の 社会実装化促進 。 ▶ バイオ戦略の推進による持続可能な循環型社会の実現(バイオエコノミー)。 ▶ スマート農林水産業の推進。 ▶ 「Society5.0」を支えるICT分野の研究開発、AI、ビッグデータの活用。	地方創生の推進 ▶ SDGs未来都市、地方創生SDGs官民連携プラットフォームを通じた民間参画の促進、地方創生SDGs国際フォーラムを通じた普及展開 ▶ 「地方創生SDGs金融」を通じた「自律的好循環」の形成に向け、SDGsに取り組む地域事業者等の登録・認証制度等を推進 強靱なまちづくり ▶ 防災・減災、国土強靱化の推進、エネルギーインフラ強化やグリーンインフラの推進 ▶ 質の高いインフラの推進 循環共生型社会の構築 ▶ 東京オリンピック・パラリンピックに向けた持続可能性の配慮 ▶ 「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実現に向けた海洋プラスチックごみ対策の推進。 ▶ 地域循環共生圏づくりの促進。 ▶ 「パリ協定長期成長戦略」に基づく施策の実施。	次世代・女性のエンパワーメント ▶ 働き方改革の着実な実施 ▶ あらゆる分野における 女性の活躍推進 ▶ ダイバーシティ・バリアフリー の推進 ▶ 「次世代のSDGs推進プラットフォーム」の内外での活動を支援。 「人づくり」の中核としての保健、教育 ▶ 東京オリンピック・パラリンピックを通じた スポーツSDGs の推進。 ▶ 新学習指導要領を踏まえた 持続可能な開発のための教育(ESD) の推進。 ▶ ユニバーサル・ヘルス・カレッジ(UHC) の推進 ▶ 東京栄養サミット2020の開催、 食育 の推進。
国際社会への展開	2020年に開催される、 京都ongレス (4月)、 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 (7月～9月)、 アジア・太平洋水サミット (10月)、 東京栄養サミット2020 (時期調整中)等の機会も活用し、 国際社会に日本のSDGsの取組を共有・展開 していく。	

4 自治体の政策との関係

① SDG s 未来都市

- ・ SDG s 未来都市とは、SDG s の17項目の目標に合致する素晴らしい取り組みを行なっている地方自治体を「SDG s 未来都市」として認定するもの。
- ・ 地方自治体がお互いの取り組み事例を活かして、SDG s の拡大機会になることを政府が狙って、毎年、全国の自治体が未来都市に認定されています。

② 各自治体が行う支援制度

- ・ 政府の掲げる2つ目の柱の流れに沿い、全国の自治体が様々な中小企業支援を開始し始めています。
- ・ その1つとして、平成31年1月18日にスタートした「**かながわSDG s パートナー**」制度であり、神奈川県が行う中小企業支援で、神奈川県と連携してSDG s の推進PRを自社の取り組みを通じて行うことができることとなっています。

5 総合計画策定とSDGsの関係（例：川崎市）

〔川崎市の例〕

- 川崎市では、SDGsが総合計画の基本構想に掲げるめざすべき都市像「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」と同様の方向性であることから、総合計画を推進することを基本に、川崎市としてSDGsの達成に寄与する取組を進める上での考え方を取りまとめています。SDGs推進方針は川崎市総合計画と連動させた内容で構成しています。
- SDGsの推進に向けた姿勢として、SDGsの理念や目標、国の動向等を踏まえながら総合計画の各施策・事務事業を実施することで、全庁をあげてSDGs達成に寄与する取組を推進するものとしています。
- また、職員一人ひとりがSDGsの趣旨を十分に理解したうえで、持続可能なまちづくりや、誰一人取り残さないことなどを強く意識した取組を進めるとともに、各施策・事務事業の連携や市民、企業、団体等の多様なステークホルダーとの連携を図ることにより、経済・社会・環境の三側面の調和や統合的な向上を目指した取組を推進するものとしています。
- 総合計画とSDGsとの対応は、SDGsを的確にとらえた取組を着実に進めるために、総合計画とSDGsの対応を明らかにしています。総合計画の23の政策、及び73の施策と、SDGsの17のゴール等との対応を示しています。